

審査規程

第1条 編集規程第8条に係る投稿論文（以下、論文）の審査は、この規程の定めるところによる。

（論文の区分）

第2条 論文には以下の区分を設ける。

1. 原著：オリジナルな内容の実証的研究論文。
2. 短報：オリジナルな内容の実証的研究論文のうち、試験的な内容のものを短くまとめた報告。
3. 展望：特定の理論に関する論理的考察を展開した論文や、公表された先行研究を総合的に概観した文献研究的論文、レビュー。
4. 資料：興味深い観察や少数事例についての報告、研究の基礎的材料や情報（研究の遂行に有用な新たな方法・技術や刺激リストなど）を提供する論文、追試研究。資料の区分で審査する追試研究の内容は、執筆投稿規程の〈追試研究〉に定める通りである。
5. その他：他の論文や理論などに対するコメント、依頼論文など、上記の区分には当てはまらないが、会員にとって有益と委員会が認めた論文。

（投稿受付段階における確認事項）

第3条 編集委員会事務局（以下、事務局）は、投稿（再投稿）された論文が、執筆投稿規程、投稿倫理規程などに定められた投稿論文の要件を満たしていることを確認する。要件を満たしていることが確認された場合、編集委員会委員長（以下、委員長）と同副委員長（以下、副委員長）に送付し、委員会に報告する。要件が満たされていない場合は、不備な点を示して投稿者に返送する。なお、投稿者と委員会との連絡は、事務局を通じて行うこととする。

（責任担当委員）

第4条 投稿された論文の審査に当たっては、編集委員会委員（以下、委員とする）の1名が責任を持って担当することとし、これを責任担当委員とよぶ。責任担当委員は、割り当てられた論文の審査に関して、再審査を含む全プロセスの管理を行うとともに、査読結果をまとめ、採否の原案を委員会に報告する。なお、責任担当委員は、割り当てられた論文の著者との利害関係者であってはならない。

（責任担当委員の決定）

第5条 委員長は副委員長と協議の上、委員の中から責任担当委員を決定し、責任担当委員に通知する。再投稿論文については、原則として初回投稿論文と同じ委員を責任担当委員とする。事情により委員が責任担当委員に就任できない場合は、委員長と副委員長が協議し、他の委員を選ぶこととし、責任担当委員が決まるまでこれを繰り返す。責任担当委員が決まり次第、委員長は事務局へ通知する。事務局は、責任担当委員に投稿論文一式を送付する。

（査読者の決定）

第6条 責任担当委員は、原則的に2名の査読者を選出し、論文の要約とともに委員会に提案する。査読者は、必要に応じて非会員から選ぶことができる。責任担当委員は、選出した査読者を委員会に報告する。委員は、選出された査読者に異議がある場合、報告の日を含めて原則として3日以内に委員会に発議する。異議の申し立てがあった場合、委員長は査読者の適否について委員会において審議し、決定する。異議申し立てがなければ、責任担当委員は、査読者の連絡先を事務局に通知する。ただし、著者に利害関係者が含まれている投稿論文に関しては、当該の委員は審議に加わらないものとする。再投稿論文については、責任担当委員は原則として初回投稿論文と同じ査読者を選出し、委員会に報告する。この場合、査読者の審議は省略できる。

（査読依頼）

第7条 査読は著者名を秘して行うことを原則とする。事務局は、査読者宛に、委員長と責任担当委員の連名による査読依頼状を送り、下記の論文と「感情心理学研究」関連の規程を閲覧することを求める。査読者が依頼を断った場合は、第6条からの手続きを改めて行う。

1. 論文（要旨と本文：著者を特定する情報を含まないもの）
2. 関連規程（編集規程、審査規程、執筆投稿規程、著作権関連規程、投稿倫理規程）
3. 提出された「その他ファイル」のうち、責任担当委員が査読者への送付の必要性を認めたもの。

(論文の評価)

- 第8条 査読者は、関連の規程を踏まえ、以下の基準に則して掲載の可否を判断し、事務局に報告する。ただし、初回審査後の投稿者による修正期間は、条件付採択が3週間以内(短報は2週間)、2回目以降の審査後の修正期間は2週間以内、要再検討が6週間以内(短報は4週間)、2回目以降の審査後の修正期間は3週間以内とする。修正と審査のサイクルは、どの論文カテゴリにおいても初回審査を含めて原則として最大3往復とするので、査読者が条件付採択あるいは要再検討の判断を行う場合には、この期間を大きく超えずに修正が可能であることが条件になる。
- A：採択 無修正、もしくは、わずかな修正のみで採択可能で、再査読は不要である。
- B：条件付採択 再投稿の後に改めて査読を行うが、適切な修正がなされれば採択可能と判断されるもの。初回審査後は3週間以内(短報は2週間)、2回目以降の審査後は2週間以内での修正等が可能でなければならない。
- C：要再検討 採択するには不十分な点がかなり多いが、データの追加や再実験を求めるほどではない可能性があり、将来的には採択の可能性があると見込まれるもの。再投稿の際には、査読コメントを踏まえて十分に加筆修正することを求め、改めて査読を行う。初回審査後は原則として6週間以内(短報は4週間以内)、それ以降の審査後は3週間以内での修正等が可能と見込まれなければならない。
- D：不採択 多少の修正では採択が見込めないもの。本誌において掲載することが不適切であるもの。

(査読期間)

- 第9条 査読期間は、初回は4週間、再投稿以降の場合は2週間とする。査読期間を過ぎても報告がない場合には、期日の直後から責任担当委員が催促を行う。期日の後2週間程度を限度とし、さらに報告が遅れる場合や、査読不可能の通知があった場合には、責任担当委員は第6条に則して速やかに査読者を交代する手続きをとる。

(審査状況の報告)

- 第10条 事務局は、査読者からの査読結果の報告を受け取り次第、責任担当委員へ送付する。責任担当委員は、報告された査読結果を整理し、審査の状況をまとめ、判定(採択、条件付採択、要再検討、または不採択)の原案を委員長と事務局に提出する。原案の作成に際し、責任担当委員は修正に関するコメントなどが査読者間で矛盾しているようなケースに注意し、投稿者に対して明確な指示を付す。第8条に定めた修正と審査の最後のサイクルにおいては、原則として、採択、または不採択の判断を行うものとする。2名の査読者による査読結果の不一致などにより判断をまとめることが困難な場合は、委員長と事務局と協議の上で、委員会での了承を得て、査読者を追加することができる。なお、責任担当委員は、編集規程第2条の感情心理学研究の目的に鑑み、自らが投稿論文を評価し、査読者による評価と異なる採否の判断を行なうことができる。

(条件付採択、及び要再検討の審議)

- 第11条 責任担当委員が条件付採択、または要再検討と判定した場合、委員長は判定に関する審議を委員会に提案する。委員会での審議は提案日を含め原則として最大5日間とし、その間に異議申し立てがない場合、責任担当委員の判定を最終決定とする。なお、当該の投稿論文の著者が利害関係者となる委員は審議に加わらないものとする。

(採択、及び不採択の投票)

- 第12条 責任担当委員が採択、または不採択と判定した場合、委員長は審査結果に関する投票を委員会に提案する。投票期間は提案日を含め原則として最大5日間とし、多数決で最終決定を行う。ただし、委員長、責任担当委員、特別な事情により一時的に任を離れている委員、及び、当該の投稿論文の著者が利害関係者となる委員は投票に加わらないものとする。なお、採否に関する投票結果が同数となった場合には、委員長の判断による。

(審査結果の通知)

- 第13条 審査結果は、委員長の指示により、査読者と責任担当委員のコメントとともに、委員長名により、事務局から投稿者に通知する。この連絡を含め、投稿者との全てのやりとりにおいて、査読者と責任担当委員は匿名とする。なお、責任担当委員は、審査結果について査読者に報告する。

(不採択に対する異議申し立て)

第14条 投稿者は不採択の審査結果に異議がある場合、審査結果通知の日から2ヶ月以内に委員会に異議の申し立てをすることができる。委員長が、異議の申し立てを受理した場合、第4条以降に則して、新たな責任担当委員のもとで初めて投稿された論文と同等の査読を行う。異議の申し立ては1度限りとする。

(その他)

第15条 論文の審査に関して、本規程において取り決めのない問題が生じた場合には、委員会において対応を検討する。

第16条 本規程の改廃は、委員会で審議、決定し、常任理事会へ報告する。

付則

1. 本規程は、1998年10月15日に施行された編集委員会内規に基づいて制定された。本規程は2007年11月25日より適用し、これまでの内規は廃止する。
2. 本規程により定められた通信、審議については、必要に応じて電子媒体によって行う。
3. 本規程は、2013年6月30日から施行する。
4. 本規程は、2017年4月1日から施行する。
5. 本規程は、2023年7月20日から施行する。